

試買等試験検査実施表

都道府県市名 千葉県
期 間 年4月～ 年3月

Table with columns for items (項目), sub-items (区分), and various chemical categories (ホルムアルデヒド, 塩化水素・硫酸, etc.). Rows include categories like 繊維製品 (Textiles), 革製品 (Leather), and 家庭用品 (Household items).

注 家庭用品欄及び備考欄の記入に際しては分数によることとし、分母は試験検査件数、分子は基準違反件数とすること。
アゾ化合物については、1製品から複数の特定芳香族アミンが検出された場合でも、「1製品」として計上すること。

T.D.B.P.P. トリス(2,3-ジブromプロピル)ホスフェイト A.P.O トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキサイド
B.D.B.P.P. ビス(2,3-ジブromプロピル)ホスフェイト化合物 D.T.T.B 4,6-ジクロル-(2,4,5-トリクロルフェニル)-2-トリフルオルメチルベンゼンイミダゾール

(様式第2号)

家庭用品試験検査等調査書
基準違反家庭用品行政措置等報告書

都道府縣市	整理番号
千葉市	

有害物質		家庭用品	
商品名		種類	
製造番号		サイズ容量	
組成・成分		色・その他	
試買年月日	年 月 日	原産国	
試験年月日	年 月 日	試験成績	
試験機関			
業態	業者名及び所在地	行政措置等	
1			
2			
3			
4			
5			
販売ルート			

検 査	区 分	検査年月日	検 査 機 関	検 査 成 績
経 過 概 略				
製 品 の 概 略 等				
原 因				
担 当 者				

(様式第3号)

甲

家庭用品指導票

年 月 日

様

千葉市家庭用品衛生監視員

印

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第5条に違反しているので、次のとおり指導します。

試 買 年 月 日	年 月 日
品 名	
製 造 番 号 等	
製造(輸入)業者名	
違反に係る検査項目	
検 査 値	
—指導事項—	
上記の事実を確認しました。	
立会者職氏名	印

<参考>有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(抜粋)

(販売の禁止)

第5条 前条第1項又は第2項の規定により基準が定められた家庭用品の製造、輸入又は販売の事業を行なう者は、その基準に適合しない家庭用品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で陳列してはならない。

<備考>

この用紙は、甲片及び乙片の二片式とし、「家庭用品指導票」を「家庭用品指導票控」とし、「甲」を「乙」とする。